

反社会的勢力でないこと等の表明・確約に関する規約

1 私（個人・法人・団体）は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明・確約いたします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員又は暴力団員でなくなってから5年を経過しない者
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ
- (7) 特殊知能暴力集団等
- (8) その他前各号に準ずる物及び団体

2 私（個人・法人・団体）は、現在または将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある物（以下、「反社会的勢力等」と言う。）と次の各号のいずれかに該当する関係も有しないことを表明・確約いたします。

- (1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配されている関係
- (2) 反社会的勢力等がその経営に実質的に関与している関係
- (3) 反社会的勢力等を役職員や顧問としたり、反社会的勢力等に紛争解決の依頼や相談をしたりするなど、反社会的勢力等を利用していると認められる関係
- (4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
- (5) 役職員等又は経営に実質的に関与しているものが、反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係

3 私（個人・法人・団体）は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを表明・確約いたします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴社の信用を棄損し、又は貴社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

4 私（個人・法人・団体）は、下請け又は再委託先業者（下請け又は再委託契約が数次にわたるときは、その全てを含む。以下同じ。）との関係において、次の各号のとおりであることを表明・確約いたします。

- (1) 下請け又は再委託先業者が前項1、2に該当せず、将来においても前項1、2及び3に該当しないこと
- (2) 下請け又は再委託先業者が前号に該当することが判明した場合には、直ちに契約を解除し、また契約解除のための措置をとること

5 私（個人・法人・団体）は、下請け又は再委託先業者が、反社会的勢力等から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受ける場合は、これを拒否し、又は下請け又は再委託先業者をしてこれを拒否せるとともに、速やかにその事実を貴社に報告し貴社の捜査機関への通報に協力することを表明・確約いたします。

6 私（個人・法人・団体）は、上記各項のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合及び、この表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしでこの取引きが停止され又は解約されても一切異議を申し立てず、また賠償ないし賠償を求めないとともに、これにより障害が生じた場合は、一切私の責任とすることを表明・確約いたします。

また、上記各項のいずれかに該当するか否かの確認のため、貴社が専門機関等に照会することについて同意します。